

2016年9月26日

Japan tax alert

EY税理士法人

エジプト議会が VAT法案を承認

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブ・サマリー

2016年8月29日、エジプト人民議会(議会)は、政府が一般売上税法(General Sales Tax Law)に代わるものとして提案していた付加価値税(VAT)法案¹を可決しました。VAT法案は今後官報に告示されることにより発効します。

詳細

VATの課税対象

別表に明確に定められた免税対象を除き、すべての国内及び輸入物品・サービスがVATの課税対象となります。同法では、サービスとは物品に分類されず、国外から提供された又は国内で行われたすべての作業と定義されています。

別表には、以下のものを含む56の免税対象物品・サービスが列挙されています。

- ▶ 茶、砂糖、牛乳
- ▶ ガス、電気、水道
- ▶ 法律上銀行のみに認められている銀行サービス
- ▶ 国内で製造された又は輸入されたかを問わず、医薬品及び医薬品の製造に使用される有効成分
- ▶ 医療目的以外の美容整形及び減量サービスを除く医療サービス
- ▶ 国際教育カリキュラムを提供する学校を含めた公教育及び科学研究サービス
- ▶ 公立病院、公的メディケアサービス、公立診療所、非営利法人
- ▶ 無料のラジオ・テレビ放送サービス
- ▶ 空地、農地、建物及び居住用家屋及び非居住用家屋の販売及びリース

VAT税率

一般VAT税率は、2017年6月30日に終了する事業年度までは13%ですが、2017年7月1日以降は14%に引き上げられます。課税品・非課税品の生産又はサービスの提供に使用される機械・設備は5%のVATが課税され、輸出物品・サービスは0%のVAT税率が適用されます。

VAT法付表(1)に挙げられた多数の物品・サービスには、以下のような特別税率が適用されます。

- ▶ 付表の税率のみが適用される物品・サービス
- ▶ 付表の税率とVATの一般税率が適用され、一般税率でVATが適用された場合は仕入VATを控除することが認められている物品・サービス

課税価格

物品・サービスについてVATの課税対象額として申告すべき一般的な価格は、実際に支払った金額又は支払うべき金額です。

国内で使用される物品の使用期間が2年に満たない場合、VATの課税価格は販売価格の30%となります。ただし、VAT法第22条に定められた控除の規定は適用されません。

割賦販売に関しては、販売日にエジプト中央銀行が発表した貸付及び預入金利を超える割賦利息をVATの課税価格に含める必要があります。

付表の税率及び一般税率が適用される、付表中の物品・サービスのVAT課税価格及びVATは、以下の通りです。

- ▶ 国内物品・サービス:実際に支払った購入金額又は支払うべき金額 + 付表の租税
- ▶ 輸入物品:関税価格 + 関税 + 付表の租税
- ▶ 輸入サービス:実際の支払金額 + 付表の租税

VATの課税価額には次のものが含まれる:

- ▶ 購入者又はサービス受領者が支払った金額
- ▶ 手数料、梱包料、保管料、輸送料、保険に充当されたすべての関連費用のうち、販売者が購入者又は輸入者から徴収したもの
- ▶ 関連当事者間取引の場合、独立企業間原則の基準に従って販売価格を算定する必要がある

登録基準

VAT法施行日に先立つ12カ月間において課税対象及び免税対象物品・サービスの総売上高が50万エジプト・ポンド(約56,000米ドル)以上の個人又は法人は、同法の発効日から30日以内にエジプト税務当局(Egyptian Tax Authority:ETA)に登録する義務があります。

VAT法の発効日後にこの基準に達するかこの基準を充足した個人又は法人は、VAT登録基準に達した日から30日以内に登録する義務があります。

VAT申告

毎月、納付すべきVAT及び／又は付表の租税について納税申告書を提出する必要があり、その期限は課税対象月から2カ月以内です。例外的に、4月の納税申告書の提出期限は6月15日となります。申告書は、課税期間内に売上がなかった場合でも提出しなければなりません。この法的期限までに納税申告書が提出されなかった場合、ETAは課税基準を提示してみなし課税を行う権限を有しています。この措置がなされたとしても、納税者は法的責任を免除されません。

仕入税額控除

仕入税とは、登録者が、機械・設備を含む物品・サービスの購入時又は輸入時に、直接・間接を問わずVAT課税対象物品・サービスの売買に関連して負担した又は徴収されたVATをいいます。

税額の計算にあたり、売買価格に基づく納付税額から下記を控除することができます。

- ▶ 返品された物品に対して納付又は会計処理された税額
- ▶ 仕入品に課せられた租税。これには、各流通段階において、VAT登録者が販売した物品・サービスに課せられた租税で、VAT法関連施行規則に定められている条件に適合するものも含まれる。

税額控除が認められない項目は以下の通りです。

- ▶ 付表に列挙される物品・サービスに課税される税額及び当該物品・サービスの仕入に課税される税額
- ▶ 原価項目に含まれる仕入税
- ▶ 免税対象物品・サービスの販売に課せられるVAT

非居住者によって提供されるサービス (リバース・チャージ)

ETAに登録していない非居住者(個人及び法人)が、エジプトで登録していない相手にエジプトのVAT課税対象サービスを提供した場合:

当該非居住者は、VAT法に規定される納税者登録、VATやその他の租税の納付を含め、同法に規定されるすべての義務を履行するため、エジプトで代理人を任命しなければなりません。

非居住者がエジプトで代理人を任命しない場合、サービス提供を受けるエジプト居住者が、VAT及びVAT法に従って納付すべきその他の租税を税務当局に納める義務を負います。この場合、居住者は非居住ベンダーから払い戻しを受けることができます。

ETAに登録していない非居住者が、VAT登録者にそのビジネスに直接関係しないサービスを提供した場合、又は政府機関、一般当局もしくは経済当局にサービスを提供した場合:

この場合、その非居住者が代理人を任命しなかったときは、サービス受領者は販売日から30日以内に納付すべきVATを会計処理してETAに納付する必要があります。

VAT課税対象となるビジネス活動に必要なサービスを受領したVAT登録者は、輸入者であると同時に当該サービスの提供者とみなされます。

法的期限までにVATを納付しなかった場合、追加税が課せられます。

非居住者から受領したサービスに対してVATを納付したVAT登録者がVAT法第22条に定められた条件及び規定のすべてを満たす場合、仕入税額の控除を受けることができます。

税務調査、課税及び上訴

同法によれば、ETAは納税申告期限から5年間まで遡って、VATや付表に規定される税についてみなし課税を行うことや納税申告書を更正する権限を有します。ただし脱税と判断された場合、遡及期間は6年に延長されます。この期間は、民法に定めるいずれかの時効の手段、課税通知、納税催告通知又は上訴委員会への事案の移管によって時効の進行が中断します。

ETAは、税額の更正又はみなし課税を行う場合、書留もしくは電子署名法によって認められた電子手段又はその他の認められた手段により、VAT登録者に通知を送付します。これに対して、登録者は、ETAの通知を受領した日から30日以内に更正又はみなし課税について上訴する権利を有します。

上訴の法的手続きはVAT法に定められた詳細な規定に従って実行されます。

加算税、制裁及び犯罪

納付期限後に納付した場合、納付日までの各月又は月の一部について追加的納付の義務が発生します。追加的納付額は、納税申告書の更正に起因する税額を含め、未納付のVAT及び付表の税額の1.5%です。

違反した場合の追加税や罰則等は以下の通りです。

- ▶ 500~5,000エジプトポンド(約56~560米ドル)の罰金
- ▶ VAT、付表の租税及び追加税の納付
- ▶ 3年以内に再犯した場合、加算税の加重

脱税したと判断された場合の制裁は次の通りです。

- ▶ 3～5年の禁固・懲役
- ▶ 1,000～10,000エジプトポンド(約112～1,120米ドル)の加算税納付
- ▶ VAT、付表の租税及び追加税の納付
- ▶ 3年以内に再犯した場合、禁固・懲役年数の加重
- ▶ 脱税は脱税者の名誉と誠実性の汚点とみなされる

また、同法は、税額控除や還付手続きのために提出する書類の一部として、VAT登録者が税額控除や還付の権利を有することを確認した公認会計士の証明書を要求しています。この点に関して公認会計士が法律違反を犯した場合、次の特別の罰則規定が定められています。

- ▶ 当該会計士に対する1年間の業務停止
- ▶ 10,000～50,000エジプトポンドの罰金
- ▶ 再犯の場合、罰金及び制裁が加重される

巻末注

1. 2016年8月5日付EYグローバル・タックス・アラート、[Egypt issues draft VAT law to replace current sales tax law](#) (エジプトが現行の売上税法に代わるVAT法案を公表:英文のみ)を参照してください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規制改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160926

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)